

曾爾村地域旅行券加盟店規約

(総則)

第1条 曾爾村地域旅行券加盟店規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人 SONI SUMMIT（以下「当法人」という。）が発行する曾爾村地域旅行券（別記様式第1号。以下「旅行券」という。）によって、役務または地場産品の提供の対価の支払いを受ける加盟店（以下「加盟店」という。）の取扱いを定めるものとする。

2 加盟店は旅行券を用いた代金決済を行うことにより、決済時における本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされる。

(登録の資格要件)

第2条 加盟店として登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に店舗又は事業所がある個人又は法人であって、現に村内で事業を営んでいること。
- (2) 加盟店の営業者（個人事業である場合は当該個人、加盟店が法人の場合は、その代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が曾爾村暴力団排除条例（平成 23 年曾爾村条例第 16 号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

(登録の申込)

第3条 加盟店としての登録を受けようとする者は、曾爾村地域旅行券加盟店登録申込書（別記様式第2号）、及び前条第2号で規定する営業者の本人確認書類及び加盟店が法人である場合には法人登記簿謄本の写しを添えて当法人に提出するものとする。

2 前項に定める申込に基づき加盟店に登録された者は、曾爾村地域旅行券加盟店台帳（別記様式第3号）に登録されるものとする。

3 前項に基づき登録された加盟店は、当法人よりステッカー等の交付を受け、店頭に掲示することができる。

(旅行券を対価とする役務等の提供等)

第4条 加盟店は、旅行券の利用者（以下、「利用者」という。）より、旅行券の提示を受けた場合、①当法人より提示を受けている旅行券見本と券面に相違がないこと、②発行番号および発行者名が明白であること、及び③提示日が旅行券記載の有効期限内であること等を含めて、旅行券が有効であることを善良な管理者の注意義務をもって確認したうえで、利用者から旅行券を受領することにより、原則として券面記載額相当の役務（宿泊代・飲食代・入館料・体験料）の提供をすることができる。ただし、加盟店は、旅行券の券面額が販売額を超える場合でも、利用者に対して釣り金を支払わないものとする。

2 曾爾村の区域内で提供される役務（宿泊代・飲食代・入館料・体験料）以外の地場産品の提供を希望する加盟店は、平成 31 年総務省告示第 179 号 5 条に定める地場産品ルールを遵守したうえで曾爾村地域旅行券地場産品登録申込書（別記様式第 4 号）を事前に当法人に提出のうえ、当法人の了承を得た地場産品のみを旅行券と交換することができる。

3 以下の各行為は、旅行券の利用対象外とする。

- (1) 現金との引換え
- (2) 換金性が高いビール券、図書カード等、金券類の販売
- (3) 事業者間取引（商品仕入等）
- (4) 村内に所在する宿泊施設であって、奈良県外に宿泊施設の運営を行う者が運営するもの、また、奈良県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するものであるが、フランチャイズチェーン等の方式により、奈良県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するもの、による 1 人あたり 1 泊 5 万円を超える宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供
- (5) その他、当法人及び加盟店が別途個別に合意するもの。

（旅行券の換金）

第 5 条 加盟店は、前条により取得した旅行券を換金しようとするときは、曾爾村地域旅行券換金請求書（別記様式第 5 号）に当該加盟店が利用日及び加盟店名を記入した旅行券を添えて、当法人に請求するものとする。

2 前項に規定する請求は、原則として旅行券の有効期限の翌月末の応答日（当該日が休祝日の場合は、その直前の平日）（以下「換金期限日」という。）までに行うものとする。なお、換金期限日を超過した旅行券について、加盟店は当法人に対する換金請求権を失うものとする。

3 当法人は、第 1 項の請求書が提出されたときは、その内容を確認し、旅行券に応じた換金額を、換金期限日から 1 ヶ月以内に加盟店があらかじめ指定した預金口座へ振り込む方法により支払うものとする。

（加盟店の責務）

第 6 条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 偽造された旅行券が使用されている場合又は旅行券が大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな場合は、旅行券の受取を拒否すること。
- (2) 第 4 条に基づき利用者から旅行券を受領した場合は、再流通を防止するため、直ちに利用日及び加盟店名を旅行券に記入すること。
- (3) 第 4 条に基づき利用者から受領した旅行券は、第 5 条に基づく換金請求を行うまでの

期間、加盟店の責任において適切に保管すること。

(旅行券の交換及び不正使用の禁止)

第7条 加盟店は、旅行券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

2 前項の規定に違反して旅行券が利用され、かつ当該旅行券について第5条による換金処分が完了している場合、当法人は、当該違反行為を行った加盟店又は加盟店から旅行券を取得した者等に対して当該換金に相当する金額の返還を求めることができる。

3 加盟店が、本規約第4条第1項に定める注意義務又は本規約第6条各号に定める責務に違反し、偽造、変造又は模造された券を受領した場合、又は受領した旅行券を紛失、盗難、悪用等された場合、加盟店は当該旅行券面表示相当額について、一切の責任を負うものとし、当法人は換金、代替券面の交付その他の対応を行う義務を負わないものとする。

(登録事項の変更)

第8条 加盟店は、登録事項に変更が生じたときは、曽爾村地域旅行券加盟店登録事項変更届出書（別記様式第6号）を、速やかに当法人に提出するものとする。

(登録の取消)

第9条 当法人は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該加盟店の登録を取り消すことができる。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 暴力団員等であると判明したとき。

2 当法人は、前項の規定により加盟店の登録を取り消した場合には、これによる加盟店の損害を賠償する責めを負わない。

3 加盟店は、登録を取り消したいときは、曽爾村地域旅行券加盟店登録取消申請書（別記様式第7号）を当法人に提出するものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、当法人が別に定める。

令和6年7月24日制定

令和7年6月1日改訂